

第1章 ODA評価の概観

1.2 ODA評価の実施体制

■評価の目的

外務省では以下の2つをODA評価の目的として掲げています。

●**ODAの管理支援**：ODAの活動を検証し、その結果得られた教訓や提言をODA政策の策定およびODAの実施プロセスに反映（フィードバック）する。また、これにより、ODAの管理を支援し、ODAの質の向上に役立てる。

●**説明責任（アカウンタビリティ）**：評価結果を公表することにより、国民に対する説明責任を果たす。これにより、ODAの透明性を高め、ODAに関する国民の理解と参加を促進する。

■外務省・実施機関・他省庁との関係

ODA評価を効果的かつ効率的に実施するため、外務省と実施機関は相互の連携、役割分担を重視しています。外務省は、経済協力政策の企画・立案を行う役割を有していることから、政策やプロ

グラムを対象とした評価を重点的に行っています。(1) 政策レベル評価は、ODA中期政策、国別および重点課題別の援助政策などのODAの基本政策を評価の対象としています。また、(2) プログラム・レベル評価は、共通の目的を持つ複数のプロジェクトの集合などを評価の対象としています。

これに対し、(3) プロジェクト・レベル評価は、個別プロジェクトなど個々の援助活動を対象とするもので、プロジェクトの実施機関が中心となっています。技術協力を実施するJICA、有償資金協力を実施するJBICと同様に、無償資金協力については実施を担当する外務省が2005年度より、プロジェクト・レベルの事後評価を実施しています。

これらの各レベルの評価を整理すると図2のようになります。

外務省では、客観性を確保するため、評価の実施に当り、基本的に第三者評価を行っています。2003年10月から経済協力局長（現：国際協力局

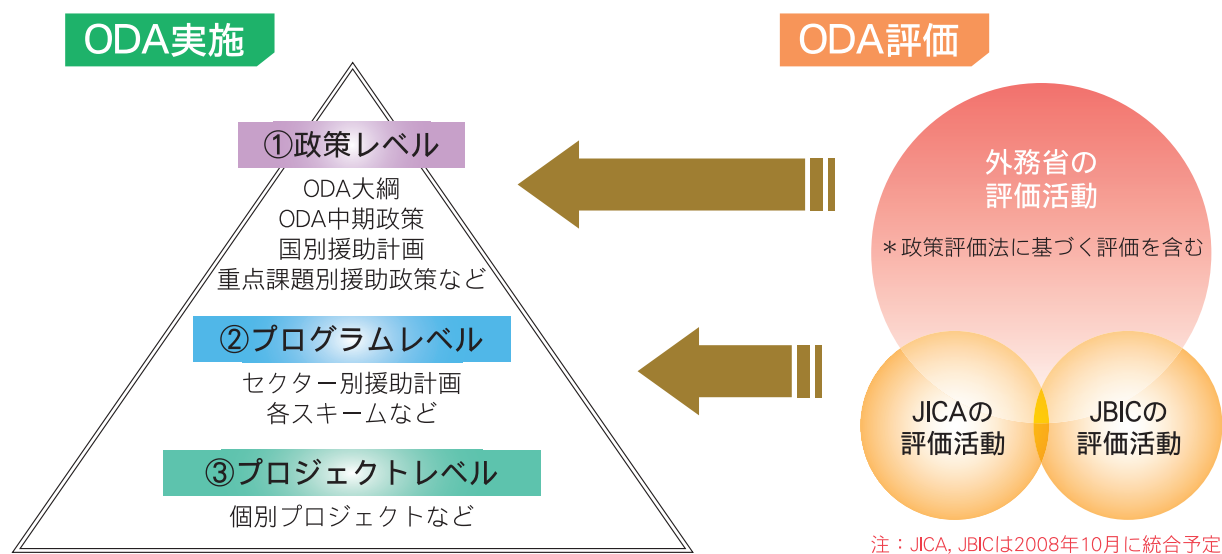


図2：評価の実施体制と評価対象

表1 ODA評価有識者会議メンバーの構成
(肩書きは平成17年4月1日時点のもの)

牟田博光	東京工業大学大学院社会理工学研究科長（座長）
池上清子	国連人口基金（UNFPA）東京事務所長
今里義和	東京新聞論説委員
大野泉	政策研究大学院大学教授
田中弥生	独立行政法人 大学評価・学位授与機構助教授
野田真里	名古屋NGOセンター・中部大学助教授
橋本ヒロ子	十文字学園女子大学社会情報学部教授
望月克哉	アジア経済研究所新領域研究センター専任調査役
山形辰史	アジア経済研究所開発スクール（IDEAS）教授

長）の私的懇談会として外部の学識経験者を中心に構成される「ODA評価有識者会議」に依頼して評価を行っています。この他にも、被援助国政府もしくは機関（シンクタンク、学術機関など）による評価や、外部機関（他ドナー、被援助国、NGOなど）と合同の評価を実施してきています。

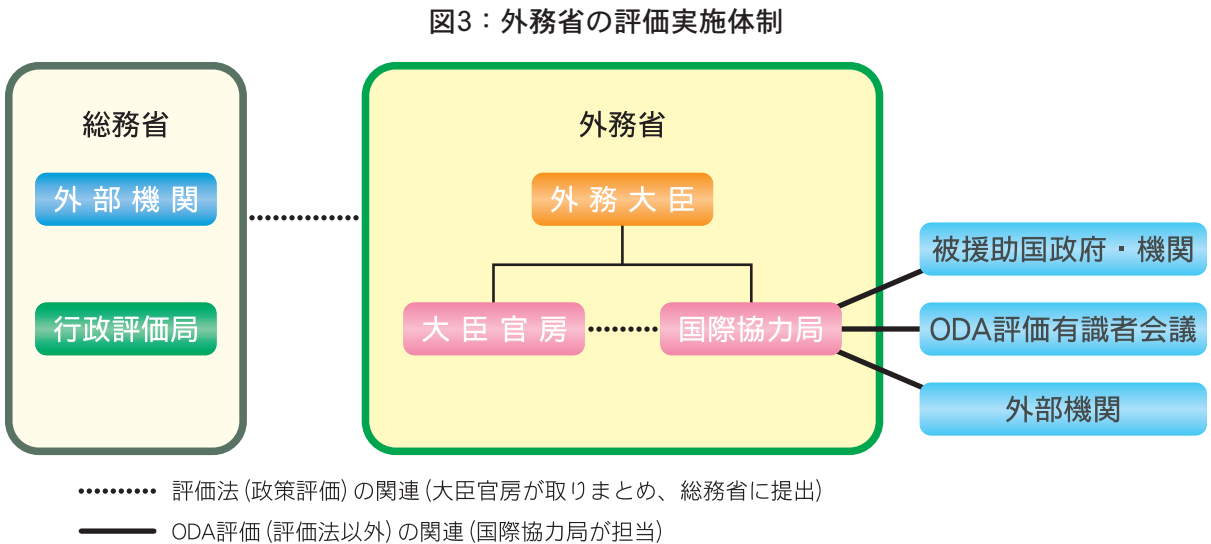
2005年度から導入された無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価については、試行的に在外公館による評価を行いました。2006年度からは開発専門家や学術研究機関等の参加を得て、より客観性の高い評価を実施しています。

また、第三者評価を中心とするODA評価以外にも、政策評価法に基づき外務省自身による評価も行っています。国際協力局の担当部局は外務省の政策評価実施計画に則って政策レベルを中心に評価を行い、大臣官房考査・政策評価官室がとりまとめ、外務省の政策評価書として総務省に提出しています。（2006年度を対象とする政策評価書については<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/>

shochu/hyouka/h19.htmlを参照下さい。）総務省は各行政機関から提出された評価書を取りまとめ、国会に提出しています。

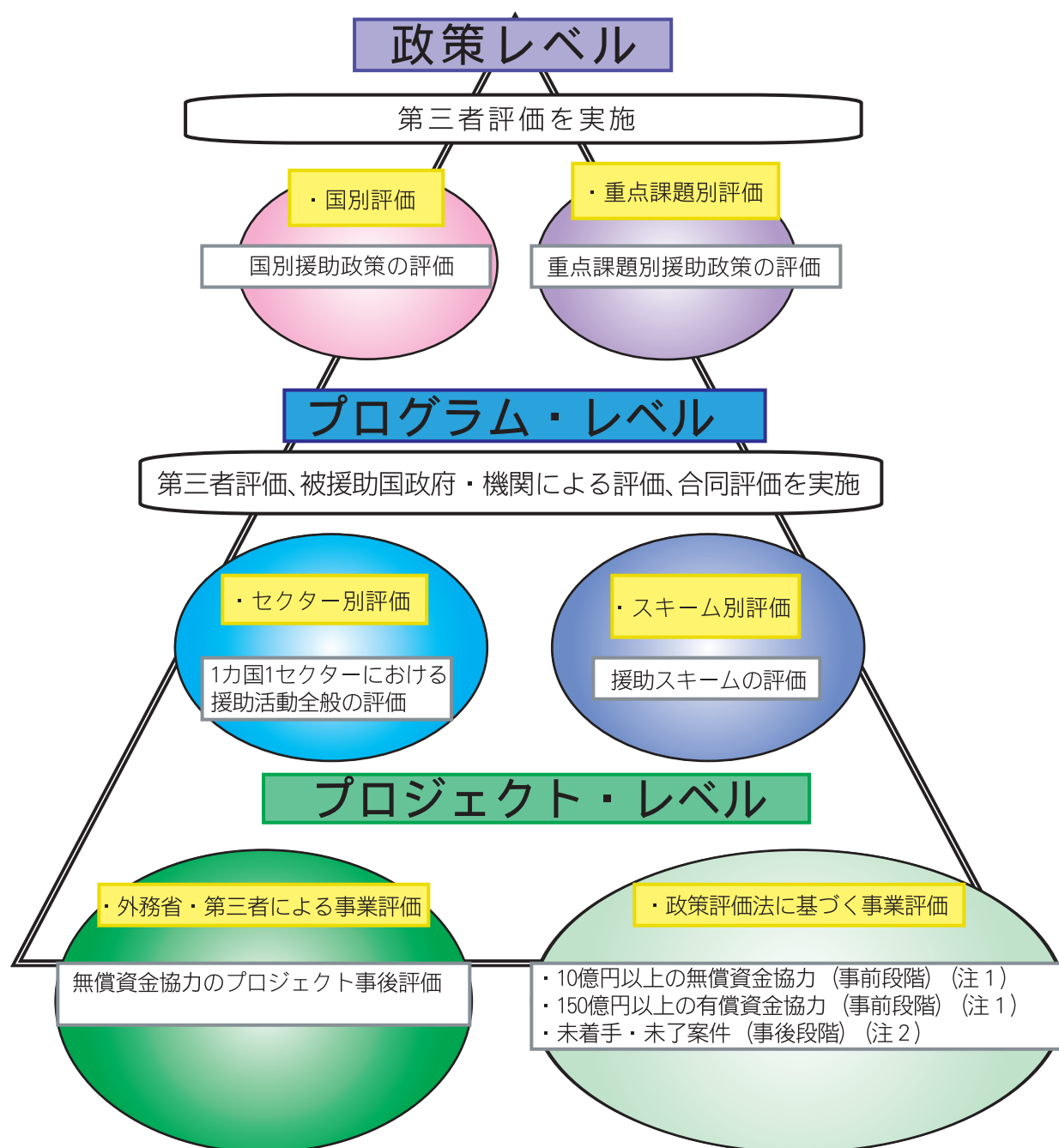
このように、外務省が行っている第三者評価と政策評価法に基づく評価の関係をまとめると図4（次頁）のような形になります。

また、「中央省庁等改革基本法」（1998年）で、外務省がODAに関する全体的な企画等について政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこととされたことを受け、外務省ではODA関係府省をメンバーとする「ODA評価連絡会議」の開催や、各府省のODA評価結果の取り纏めなどを行っています。各府省のODA事業は、研修員受入やセミナーといった人材育成案件の他、専門家派遣、調査研究等を行っています。昨年度に実施した各府省のODA評価結果については本報告書の第2章第2項をご覧ください。



第1章 ODA評価の概観

図4 外務省のODA評価形態



（注1）2006年度に実施されたこれらの評価については以下のHPを参照下さい。

政策評価法に基づく事前評価/同法による未着手・未了案件事後評価：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyoka.html>

（注2）未着手案件は政策決定後5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、或いは貸付実行が開始されていない等の案件。

未了案件は、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件。